



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月17日(火) 第10259号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示(地域福祉課)	2
○土壤汚染対策法による区域の指定の解除(環境保全課)	10
○河川区域変更による廃川敷地等(河川課)	10
<b>公 告</b>	
○肥料の登録有効期間の更新(農政課)	10
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施(下水道総合事務所)	11
○同	13
○同	15
○同	17
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(会計管理課)	19

■ 告 示

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示をここに公布する。

令和六年十二月十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県告示第二百九十七号

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程(平成七年群馬県告示第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十五号から別記様式第十七号までを次のように改める。

別記様式第15号(規格A4)(第2条関係)

表  
生活保護法施術券及び施術報酬請求明細書(あん摩及びマッサージ)

	( 年 月分)	(地区担当員印)	(取扱担当者印)																														
生活保護法施術券	交付番号	この券の有効期間	日から 日まで	1 単給 2 併給																													
	患者氏名 ( 歳) 男 女	居住地																															
	指定施術者名	傷病名(部位)																															
施術報酬請求明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止																											
	施術料	①マッサージ(施術料)	同意部位	(軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																								
		施術回数	回	回	回	回	回	回																									
		通所	円× 回= 円																														
		訪問施術料1	円× 回= 円																														
		訪問施術料2	円× 回= 円																														
		訪問施術料3(3人~9人)	円× 回= 円																														
		訪問施術料3(10人以上)	円× 回= 円																														
		②温罨法(加算)	円× 回= 円																														
		③温罨法・電気光線器具(加算)	円× 回= 円																														
		④変形徒手矯正術(加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)																										
			施術回数	回	回	回	回	回																									
		⑤特別地域(加算)	円× 回= 円																														
		⑥往 療 料	円× 回= 円																														
		⑦施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円× 回= 円																														
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③																																
○往療又は訪問の理由( 1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他( ) )																																	
⑧ 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)						請求	※決定																										
						円	円																										
※ ⑨ 社保負担(健・共)			有・無			割	円	円																									
※ ⑩ 本人支払額						円	円	円																									
⑪ 差引請求(支払)金額 (⑧-⑨-⑩)						円	円																										
請求書	(患者氏名) にかかると上記明細書による施術料を請求します。 令和 年 月 日 住所 福祉事務所長 殿 指定施術者 氏名																																

(※は福祉事務所使用欄)

※福祉事務所長印

## 裏

## 指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書左側下欄の「本人支払額」欄記入の金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、直ちに福祉事務所に連絡のうえ、補正をうけてください。この場合、連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の「傷病名(部位)」欄に記入された傷病名(部位)以外の傷病(部位)が発生し、これについての施術を要するときは、請求明細書の「摘要」欄にその傷病(部位)名又は往療を必要とした理由等を記入してください。この場合、記入がないと減額されることがありますから注意してください。
- 4 施術券の所定事項、明細書の「本人支払額」及び「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの並びに施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送してください。
- 5 「初回施術年月日」欄には費用負担関係のいかににかかわらず、その傷病(部位)についての初回施術年月日を記入してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
  - (1) 請求者の氏名の記入漏れ
  - (2) 初回施術年月日の記入漏れ
  - (3) その他記載不備

## 患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることができる期間は、施術券の「この券の有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額欄」に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術が終わったとき又は施術を中止したときは、速やかにその旨を福祉事務所に届け出てください。
- 6 施術券は、他人に譲ったり、又は使用させてはいけません。

別記様式第16号(規格A4)(第2条関係)

表

生活保護法施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)										地区担当員印		取扱担当者印		福祉事務所長印			
( 年 月分)										日から		日まで		1. 単給 2. 併給			
生活保護法 施術券	交付番号		この券の有効期間							住所							
	氏名		1 男 2 女		生年月日		1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 年 月 日										
	指定施術者名									傷病名(部位)							
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	負傷名		負傷年月日		初検年月日		施術開始年月日		施術終了年月日		実日数	継続月数	転 帰				
	(1)		. .		. .		. .		. .				治癒・中止・転医				
	(2)		. .		. .		. .		. .				治癒・中止・転医				
	(3)		. .		. .		. .		. .				治癒・中止・転医				
	(4)		. .		. .		. .		. .				治癒・中止・転医				
	(5)		. .		. .		. .		. .				治癒・中止・転医				
	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による																
	経 過												請 求 区 分		新 規 ・ 継 続		
	施 術 日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31														
	初検料			初検時相談 円 支援料 円		往療料 km 回 円			金属副子等 加算 円		施術情報 提供料		明細書発行 体制加算		計	円	
	加算(休日・深夜・時間外)			再検料 円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)			柔道整復 円 運動後療料 円						計	円	
	整復料・固定料・ 施療料		(1) 円		(2) 円		(3) 円		(4) 円		(5) 円		計		円		
	部 位	通 減 %	通 減 開 始 月 日		後療料 円 回 円		冷電法料 回 円		温電法料 回 円		電療料 回 円		計	多部位	計	長期 頻回	計
	(1)	100	—										—	—			
	(2)	100	—										—	—			
(3)	60	—										0.6					
	100											—	—				
(4)	60											0.6					
	100											—	—				
摘 要										合 計		—				円	
										※社保負担(健・共) 有・無 割		—				円	
金属副子等 加算日		1回目 日		2回目 日		3回目 日		本人支払額		※					円		
柔道整復運動 後療料加算日		日		日		日		差引請求 (支払)金額		—				円			
明細書発行体制加算 加算日		日						決定金額		※				円			
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。										所在地 令和 年 月 日 施 術 所 名 称 電 話 指定施術者 氏 名						

(※は福祉事務所使用欄)

## 裏

## 指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書右側下欄の「本人支払額」欄記入の金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、直ちに福祉事務所に連絡のうえ、補正をうけてください。この場合、連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の「傷病名(部位)」欄に記入された傷病名(部位)以外の傷病(部位)が発生し、これについての施術を要するときは、請求明細書の「摘要」欄にその傷病(部位)名又は往療を必要とした理由等を記入してください。この場合、記入がないと減額されることがありますから注意してください。
- 4 施術券の所定事項、明細書の「本人支払額」及び「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの並びに施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送してください。
- 5 「初回施術年月日」欄には費用負担関係のいかににかかわらず、その傷病(部位)についての初回施術年月日を記入してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
  - (1) 請求者の氏名の記入漏れ
  - (2) 初回施術年月日の記入漏れ
  - (3) 往療距離の記入漏れ
  - (4) その他記載不備

## 患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることができる期間は、施術券の「この券の有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額欄」に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術が終わったとき又は施術を中止したときは、速やかにその旨を福祉事務所に届け出てください。
- 6 施術券は、他人に譲ったり、又は使用させてはいけません。

別記様式第17号(規格A4)(第2条関係)

表  
生活保護法施術券及び施術報酬請求明細書(はり及びきゅう)

生活保護法 施術券	交付番号	有効期間	施術開始日	1 単給
	日 から 日まで		年 月	2 併給
	患者氏名 ( 歳 ) 男 女	居住地		
傷病名	1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ( )	はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	<input type="radio"/> 初回施術 年 月 日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・中止																									
	①初 検 料								摘 要																								
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用																																
	②はり・きゅう																																
	通所		円×		回=		円																										
	訪問施術料 1		円×		回=		円																										
	訪問施術料 2		円×		回=		円																										
	訪問施術料 3 (3~9人)		円×		回=		円																										
	訪問施術料 3 (10人以上)		円×		回=		円																										
	③電療料(加算)																																
1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具		円×		回=		円																											
④特別地域(加算)																																	
円×		回=		円																													
⑤ 往 療 料																																	
円×		回=		円																													
⑥ 施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)																																	
円×		回=		円																													
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③																																
○往療又は訪問の理由( 1. 徒歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより徒歩による外出困難 3. その他( ) )																																	
⑦ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤+⑥)															請 求										※決 定								
円															円										円								
※ ⑧ 社 保 負 担 (健・共)																																	
有・無															割										円								
※ ⑨ 本 人 支 払 額																																	
円															円										円								
⑩ 差引請求(支払)金額 (⑦-⑧-⑨)																																	
円															円										円								

請 求 書	(患者氏名) にかかると上記明細書による施術料を請求します。
	令和 年 月 日 福祉事務所長 殿 住 所 はり・きゅう師 氏 名
	上記の金額の受領を 師会(理事)長(氏名) に委任します。 令和 年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏 名

(※は福祉事務所使用欄)

## 裏

## はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書左側下欄の「本人支払額」欄記入の金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、直ちに福祉事務所に連絡のうえ、補正をうけてください。この場合、連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の所定事項、明細書の「本人支払額」及び「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの並びに施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送してください。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係のいかんにかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入してください。また「①初検料」の施術内容欄には、該当する項目を○で囲んでください。
- 5 「初回施術年月日」欄には費用負担関係のいかんにかかわらず、その傷病（部位）についての初回施術年月日を記入してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
  - (1) 請求者の氏名の記入漏れ
  - (2) 初回施術年月日の記入漏れ
  - (3) その他記載不備

## 患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることができる期間は、施術券の「この券の有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額欄」に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから注意してください。
- 6 施術が終わったとき又は施術を中止したときは、速やかにその旨を福祉事務所に届け出てください。
- 7 施術券は、他人に譲ったり、又は使用させてはいけません。

附 則

- 2 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の同告示の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

◎群馬県告示第298号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和6年群馬県告示第126号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 館林市楠町3749番7の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第299号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

令和6年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川牛池川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年12月17日
- 3 廃川敷地等の位置 高崎市金古町字安良田994番3の一部、高崎市金古町字諏訪1398番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 49.44㎡

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10013号	化成肥料	バイオゴールドセレクション薔薇	窒素全量 3.3 りん酸全量 4.5 加里全量 4.0	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	椿産業株式会社 群馬県太田市長手町183番地	令和13年1月30日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年12月17日

群馬県下水道総合事務所長 根岸孝典

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,702,300kWh

予定使用電力量は、令和7年度の使用予定量（内訳は、奥利根水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び奥利根水質浄化センター電力調達仕様書による。

- (3) 供給期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

- (4) 需要場所 奥利根水質浄化センターほか2施設

- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年12月24日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年1月10日(金)午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 樺澤) 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年12月17日(火)から令和7年1月10日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和7年1月10日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年1月28日(火)午後1時30分 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NEGISHI Takanori, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Okutone Water Purification Center and 2 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,702,300 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2025 to March 31, 2026
- (4) Place of Use: Okutone Water Purification Center and 2 others
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2025 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 28, 2025 at 1:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 27, 2025 at 4:00 p.m.)

(7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年12月17日

群馬県下水道総合事務所長 根岸孝典

## 1 調達内容

(1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,659,100kWh

予定使用電力量は、令和7年度の使用予定量（内訳は、県央水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び県央水質浄化センター電力調達仕様書による。

(3) 供給期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

(4) 需要場所 県央水質浄化センターほか4施設

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年12月24日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年1月10日(金)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 樺澤) 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和6年12月17日(火)から令和7年1月10日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和7年1月10日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年1月28日(火)午後2時 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NEGISHI Takanori, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kenou Water Purification Center and 4 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 21,659,100 kWh/year

- (3) Period of Use: From April 1, 2025 to March 31, 2026
- (4) Place of Use: Kenou Water Purification Center and 4 others
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2025 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 28, 2025 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 27, 2025 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年12月17日

群馬県下水道総合事務所長 根岸孝典

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,831,900 kWh  
予定使用電力量は、令和7年度の使用予定量（内訳は、桐生水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び桐生水質浄化センター電力調達仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 需要場所 桐生水質浄化センターほか2施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年12月24日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年1

月10日(金)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 樺澤) 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年12月17日(火)から令和7年1月10日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和7年1月10日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年1月28日(火)午後2時30分 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NEGISHI Takanori, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kiryu Water Purification Center and 2 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,831,900 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2025 to March 31, 2026
- (4) Place of Use: Kiryu Water Purification Center and 2 others
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2025 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 28, 2025 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 27, 2025 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年12月17日

群馬県下水道総合事務所長 根岸孝典

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 2,224,200 kWh  
予定使用電力量は、令和7年度の使用予定量（内訳は、西邑楽水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。
  - (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び西邑楽水質浄化センター電力調達仕様書による。
  - (3) 供給期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
  - (4) 需要場所 西邑楽水質浄化センター
  - (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開

始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年12月24日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年1月10日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 榊澤） 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年12月17日（火）から令和7年1月10日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和7年1月10日（金）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年1月28日（火）午後3時 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日（月）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「西邑楽水質浄化センターで使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NEGISHI Takanori, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Nishiora Water Purification Center / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,224,200kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2025 to March 31, 2026
- (4) Place of Use: Nishiora Water Purification Center
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2025 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 28, 2025 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 27, 2025 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP861C 用ドラムカートリッジ	200本	24,900円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年12月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社前橋大気堂 群馬県前橋市本町2-2-16
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和6年10月25日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---